

添付の写真 (<https://fuct-online.com/pages/lookbooks>、黒塗りは著者) は何やら問題がありそうな写真ですが (新年早々恐縮です)、この男性の着ている Tシャツに描かれている「FUCT」が商標登録可能かどうか争われた事件の判決が最近ありました (In re Bruneti, No. 15-1109, Fed Cir., Dec. 15, 2017)。

「FUCT」は、野卑で下賤なため禁句となっている Fワードの過去形「FU\*KED」 (\*は著者) と同じ発音です。出願人は「FUCT」をシャツやパンツのみならず子供用のパジャマ等の衣服を指定商品として商標登録出願をしましたが、米国特許商標庁は恥じるべき、非道徳的な商標であるとして出願を拒絶しました。商標法 2(a) は非道徳的、欺瞞的、恥じるべき商標の登録を禁止しています。しかし、連邦巡回控訴裁判所は、(1) 商標登録は政府の補助金を受けてなされるものではないこと (政府が補助金を出していれば政府は登録に制限を設けることは可能)、(2) 商標登録は単に営利を目的とした言語ではなくしばしば表現行為を伴うものであり、恥じるべき、非道徳的な商標の登録を禁止することは言論の自由を保障する憲法に違反する、として特許商標庁の判断を覆しました。

この判決は約半年前に連邦最高裁が下した判断に沿ったものです (*Matal v. Tam*, 137 S. Ct. 1744, 2017)。最高裁の事件では商標「THE SLANTS」(つり目) がアジア系アメリカ人を軽蔑するものだとして登録が拒絶されていたものを、最高裁は言論の自由を理由に覆したものです。最高裁は、アイデアが人の感情を損なうことを理由にそれを表現することを禁止することはできないとしました。

なお、卑猥なマークは言論の自由により保護されないので、今回の連邦巡回控訴裁判所の判断では商標登録できないものを卑猥なマークに制限するという意見も出されました。

さて、これで FUCT は商標登録されるとして、それを付した商品が売れるかどうかですが、どう思いますか。FUCT Clothing Store のサイト (<https://fuct-online.com>) を見てみると全て「SOLD OUT」となっています。なお、Fワードで現在登録申請中のものとしては「FU\*K ME」(ジーンズ)、「AMERICAN AS FU\*K」(帽子)、「FU\*K REALITY」(宝石) (\*は著者) 等があり特許商標庁の動向が注目されます。



(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)